

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日

2024年10月18日

Nomura
All-In-One
Fund

ノムラ・オールインワン・ファンド

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|----------------------|------|------------------|------------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | その他資産 ^(注) | 年2回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・ オブ・ファンズ | なし |

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、デリバティブ、為替予約取引)資産配分固定型))

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

■設立年月日：1959年12月1日

■資本金：171億円（2024年8月末現在）

■運用する投資信託財産の合計純資産総額：63兆0678億円（2024年7月31日現在）

この目論見書により行なうノムラ・オールインワン・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月17日に関東財務局長に提出しており、2024年10月18日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

国内の株式、世界の株式^{※1}および世界の債券^{※2}を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資します。

※1 新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。

※2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（新興国債券）を含みます。

投資方針

- 株式、債券、代替資産^{※1}、代替手法^{※2}を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

※1 株式、債券などとは異なるリスク・リターン特性をもつ不動産や商品などの資産のことで、REIT（不動産投資信託）などの証券化商品も含まれます。

※2 株式や債券の売り持ちや先物・オプションなどのデリバティブ（金融派生商品）等も活用し、市場の動向に左右されにくい投資成果を目指す投資戦略のことをいいます。一般的に、代替手法には、株式、債券などの資産を投資対象とするものに加え、商品などを投資対象とするものが含まれることがあります。

- ◆ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ◆ 世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。
 - ・ 国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券のうち、外貨建てで円ベース以外での絶対収益を追求するものについては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

- 優れていると判断した指定投資信託証券[※]の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。

※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

- ◆ 組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
- ◆ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。



ファンドの目的・特色

- 投資対象資産[※]毎の投資信託証券への配分比率（基準配分比率）は下記の通りとすることを基本とします。

※ファンドでは、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。

- ◆ 投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率（参考配分比率）を決定し、それを意識した運用を行ないます。

■ 基準配分比率と参考配分比率 ■

＜参考配分比率＞

| 資産クラス・種別 | 比率 |
|------------------------|-------|
| マクロ戦略 ^{※1} | 20.0% |
| 株式市場中立戦略 ^{※2} | 5.0% |

※1 個別銘柄ではなく、各国の株式、債券、通貨といった資産全体に着目し、先物等も活用した買いと売りの組み合わせ等により絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいいます。

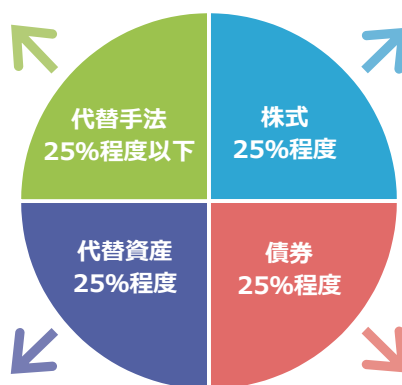
※2 個別銘柄の買いと売り^(注)の組み合わせにより市場全体の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいいます。

(注) ETFの空売りや株価指数先物取引の売り建て等も含まれます。

＜参考配分比率＞

| 資産クラス・種別 | 比率 |
|----------|-------|
| 不動産 | 15.0% |
| 商品 | 10.0% |

＜基準配分比率＞



＜参考配分比率＞

| 資産クラス・種別 | 比率 |
|----------|------|
| 国内大型株式 | 8.0% |
| 国内小型株式 | 7.0% |
| 先進国株式 | 6.0% |
| 新興国株式 | 4.0% |

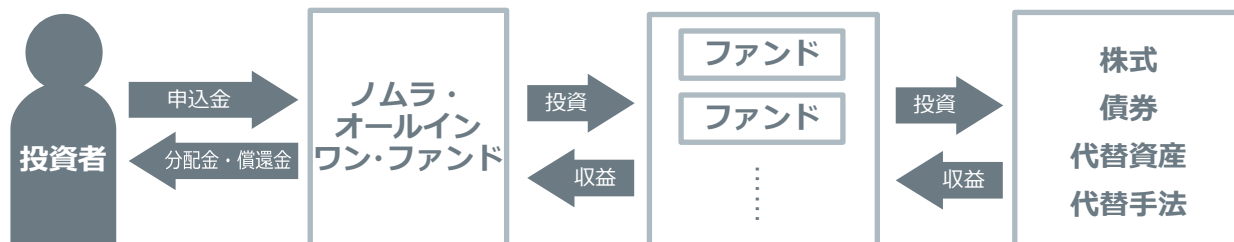
＜参考配分比率＞

| 資産クラス・種別 | 比率 |
|-----------|-------|
| 米国債券 | 2.5% |
| 欧州債券 | 7.5% |
| 豪州債券 | 2.5% |
| ハイ・イールド債券 | 6.25% |
| 新興国債券 | 6.25% |

* 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、見直しを行なう場合があります。

* 投資信託証券への配分比率や、投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する各資産クラス・種別への配分比率は、参考配分比率から乖離する場合があります。

- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

| | |
|--------------|---|
| 株式への投資割合 | 株式への直接投資は行ないません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 直接投資する外貨建資産への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。 |
| デリバティブの利用 | デリバティブの直接利用は行ないません。 |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |

分配の方針

原則、毎年1月および7月の20日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|-------------------|--|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれるわが国の小型株の株価変動は、わが国の株式市場全体の動きと異なる場合があります。 |
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。 |
| REITの価格変動リスク | REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 |
| 商品（コモディティ）市況変動リスク | ファンドは実質的に商品に対するエクスポージャーを持ちますので、商品（コモディティ）市況変動の影響を受けます。 |
| 為替変動リスク | ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち外国の株式・債券・REITに実質的に投資する投資信託証券および商品に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 |



投資リスク

代替手法に関するリスク

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「マクロ戦略」を用いる投資信託証券は、実質的に株価指数先物取引、債券先物取引、為替予約取引等を積極的に活用しますので、株価変動、債券価格変動、為替変動の影響を受けます。

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「株式市場中立戦略」を用いる投資信託証券は、日本の株式を対象とした、株式市場全体の変動の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指しますが、変動の影響を全く排除できるものではなく、また個別銘柄固有の要因による株価変動の影響を受ける場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- 投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな代替資産に対するエクスポージャーを持つ投資信託証券や新たな代替手法による運用を行なう投資信託証券等が指定投資信託証券となった場合には、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。



投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

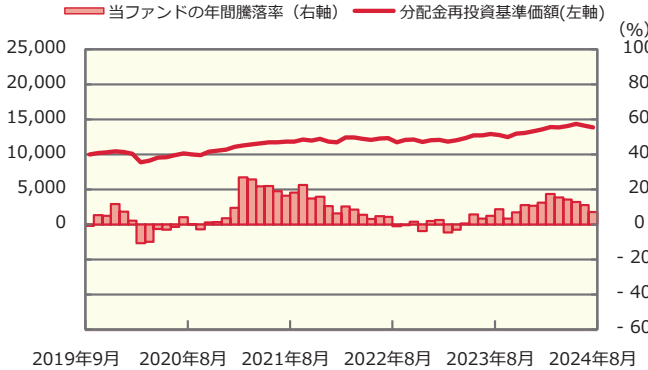
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



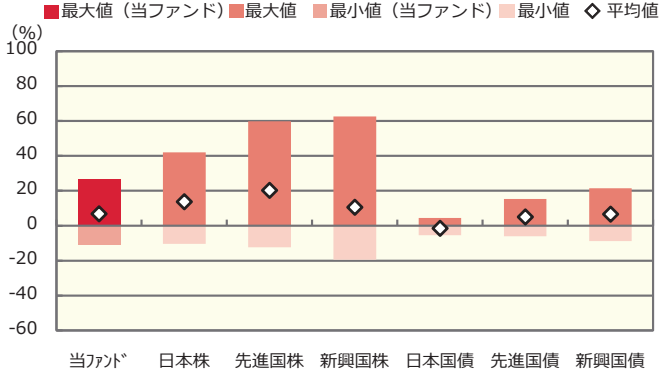
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2019年9月末～2024年8月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 26.8 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 4.4 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 (%) | △ 10.8 | △ 10.4 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 6.9 | 13.7 | 20.4 | 10.7 | △ 1.4 | 5.1 | 6.7 |

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年9月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

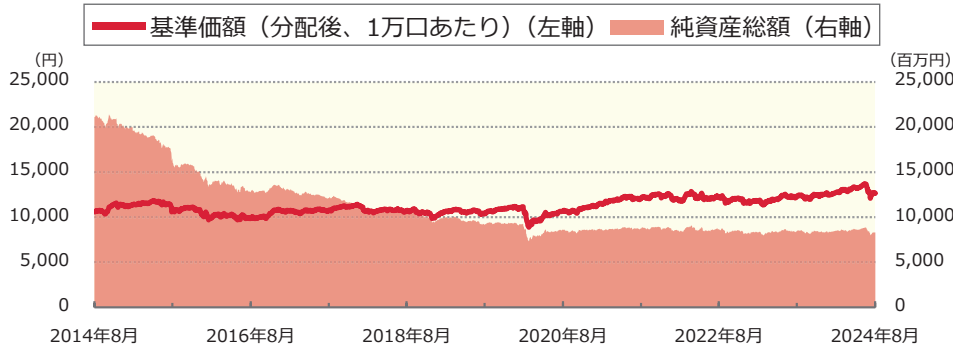
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2024年8月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

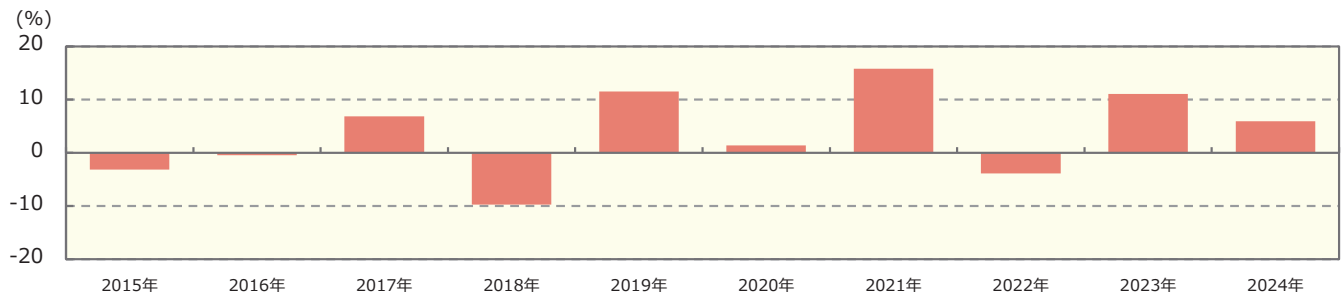
| | |
|---------|---------|
| 2024年7月 | 350 円 |
| 2024年1月 | 260 円 |
| 2023年7月 | 230 円 |
| 2023年1月 | 170 円 |
| 2022年7月 | 200 円 |
| 設定来累計 | 2,800 円 |

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄 | 投資比率 (%) |
|----|---|----------|
| 1 | ノムラ海外債券ファンド (カスタムBM型)FD (適格機関投資家専用) | 12.7 |
| 2 | コモディティ・オープン (適格機関投資家専用) | 9.5 |
| 3 | M&Gエピソード・マクロ・ファンドTI-JPYクラス (円ヘッジ) | 7.5 |
| 4 | ブラックロック世界REITファンドFB (適格機関投資家専用) | 6.5 |
| 5 | ノムラ・ワールドREITマザーファンド | 5.2 |
| 6 | ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円ヘッジ | 5.0 |
| 7 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD | 4.4 |
| 8 | グラハム・マクロUCITSファンド クラスNプラットフォーム・シェアーズ (円ヘッジ) | 4.4 |
| 9 | ノムラ・ACIグローバルREITマザーファンド | 4.3 |
| 10 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD | 3.7 |

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 購 入 単 位 | 購入コース | 購入単位 |
| | 一般コース (分配金を受取るコース) | 1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位 |
| | 自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース) | 1万円以上1円単位 |
| (原則、購入後に購入コースの変更はできません。) | | |
| 購 入 価 額 | 購入申込日の翌々営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。) | |
| 購 入 代 金 | 原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 | |

| | | |
|---------|--|-------------------|
| 換 金 単 位 | 購入コース | 換金単位 |
| | 一般コース | 1万口単位、1口単位または1円単位 |
| | 自動けいぞく投資コース | 1円単位または1口単位 |
| 換 金 価 額 | 換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 | |
| 換 金 代 金 | 原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 申 込 締 切 時 間 | 午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (注)2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。) |
| 購 入 の 申 込 期 間 | 2024年10月18日から2025年10月21日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換 金 制 限 | 1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。 |
| 申 込 不 可 日 | 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 |

| | |
|---------------|--|
| 信 託 期 間 | 無期限 (2006年7月27日設定) |
| 繰 上 償 還 | 受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 |
| 決 算 日 | 原則、毎年1月および7月の20日 (休業日の場合は翌営業日) |
| 収 益 分 配 | 年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能) |
| 信 託 金 の 限 度 額 | 1兆円 |
| 公 告 | 原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。 |
| 運 用 報 告 書 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。 |



手続・手数料等

| | |
|---------|--|
| 課 税 関 係 | <p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 * 上記は2024年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p> |
|---------|--|

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---------------|---------------|-------|--|--------------------|--|--------------------------|------|--|---------------|---------------|------|--|---------------|---------------|------|---|---------------|---------------|-----------------------|--|-----------------------|--|
| 購入時手数料 | <p>購入価額に3.3% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | <p>換金時に、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ファンドの純資産総額</th> <th>500億円以下の部分</th> <th>500億円超の部分</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">信託報酬率</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年1.265% (税抜年1.15%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">支払先の および 役務の 内容</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td> <p>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</p> </td> <td> <p>年0.62%</p> </td> <td> <p>年0.63%</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td> <p>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</p> </td> <td> <p>年0.50%</p> </td> <td> <p>年0.50%</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td> <p>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</p> </td> <td> <p>年0.03%</p> </td> <td> <p>年0.02%</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">実質的な負担^(注)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年2.05%±年0.35% 程度 (税込)</td> </tr> </table> | ファンドの純資産総額 | | 500億円以下の部分 | 500億円超の部分 | 信託報酬率 | | 年1.265% (税抜年1.15%) | | 支払先の および 役務の 内容 | 委託会社 | <p>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</p> | <p>年0.62%</p> | <p>年0.63%</p> | 販売会社 | <p>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</p> | <p>年0.50%</p> | <p>年0.50%</p> | 受託会社 | <p>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</p> | <p>年0.03%</p> | <p>年0.02%</p> | 実質的な負担 ^(注) | | 年2.05%±年0.35% 程度 (税込) | |
| | ファンドの純資産総額 | | 500億円以下の部分 | 500億円超の部分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 信託報酬率 | | 年1.265% (税抜年1.15%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支払先の および 役務の 内容 | 委託会社 | <p>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</p> | <p>年0.62%</p> | <p>年0.63%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | | <p>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</p> | <p>年0.50%</p> | <p>年0.50%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | | <p>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</p> | <p>年0.03%</p> | <p>年0.02%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 ^(注) | | 年2.05%±年0.35% 程度 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(注) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2024年10月17日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。 なお、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | <p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時及び 償還時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

- * 上記は2024年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

| | 総経費率 (①+②+③+④) | ①ファンドの運用 管理費用の比率 | ②ファンドのそ の他費用の比率 | ③投資先ファンド の運用管理費用の 比率 | ④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率 |
|------|-------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|
| ファンド | 1.96 | 1.26 | 0.01 | 0.61 | 0.08 |

（2023年7月21日～2024年1月22日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

● 指定投資信託証券について

2024年10月17日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | ファンド名 | ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の株式 |
| 2 | ファンド名 | ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の株式 |
| 3 | ファンド名 | ノムラ-T&D J Flag日本株F (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | T&Dアセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の株式 |
| 4 | ファンド名 | 日本フォーカス・グロースF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| | ファンドおよびマザーファンドの運用の委託先 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (シンガポール) ピーティーイー・リミテッド |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本の上場株式 (これに準ずるものを含みます。) |
| 5 | ファンド名 | SJAMバリュー日本株F (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | SOMPOアセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の株式 |
| 6 | ファンド名 | One国内株オープンF (FOFs用) (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の上場株式 |
| 7 | ファンド名 | スパークス・厳選投資・日本株ファンドF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | スパークス・アセット・マネジメント株式会社 |
| | 主要投資対象 | わが国の株式 |
| 8 | ファンド名 | 野村日本小型株ファンドF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) |
| 9 | ファンド名 | 野村ジャパンドリームF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の株式 |
| 10 | ファンド名 | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式 |
| 11 | ファンド名 | グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | GQG・パートナーズ・エルエルシー |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界各国 (新興国を含みます。) の株式 (DR (預託証券) を含みます。) |
| 12 | ファンド名 | 野村DFA海外株式バリューファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド ディエフイー・オーストラリア・リミテッド ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界各国の株式 |
| | | |



追加的記載事項

| | | |
|---------------------------|-----------------------------------|---|
| 1 3 | ファンド名 | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本)FB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界各国 (新興国を含みます。) の株式 (DR (預託証券) を含みます。) |
| 1 4 | ファンド名 | 野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー (除く日本)FB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界各国 (新興国を含みます。) の株式 (DR (預託証券) を含みます。) |
| 1 5 | ファンド名 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ - 外国株式FB (外国籍投資信託) |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | Alphinity Investment Management Pty Limited |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 日本を除く世界各国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) |
| 1 6 | ファンド名 | NKグローバル株式アクティブファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界の金融商品取引所上場株式 (預託証券を含みます。) |
| 1 7 | ファンド名 | GIMグローバル・セレクト株式ファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |
| | 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界各国の株式 |
| 1 8 | ファンド名 | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク |
| | | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド |
| | | ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド |
| | | ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド |
| ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド | | |
| 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界各国の株式 (エマージング・マーケットも含みます。) | |
| 1 9 | ファンド名 | ノムラ・ワールド (除く日本) エクイティ・ファンドFB (外国籍投資信託) |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 日本を除く先進国の株式 |
| 2 0 | ファンド名 | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー |
| 実質的な主要投資対象 | 新興国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) | |
| 2 1 | ファンド名 | GIMエマージング株式フォーカスFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |
| | 実質的な主要投資対象 | 世界の新興国で上場または取引されている株式 |
| 2 2 | ファンド名 | ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド |
| | | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク |
| | | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド |
| | | ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド |
| 実質的な主要投資対象 | 新興国の株式 (預託証券 (DR) を含みます。) | |



追加的記載事項

| | | |
|------------|--|--|
| 2 3 | ファンド名 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FD（外国籍投資信託） |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | Schroder Investment Management Limited |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。） |
| 2 4 | ファンド名 | ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用） |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド |
| 実質的な主要投資対象 | 日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等） | |
| 2 5 | ファンド名 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD（外国籍投資信託） |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. PGIM, Inc. MacKay Shields LLC |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 米ドル建てのハイ・イールド債券 |
| 2 6 | ファンド名 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD（外国籍投資信託） |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | Threadneedle Asset Management Limited Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 欧州のハイ・イールド債券 |
| 2 7 | ファンド名 | 野村エマーシング債券ファンドFD（適格機関投資家専用） |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |
| 実質的な主要投資対象 | 新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券 | |
| 2 8 | ファンド名 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD（外国籍投資信託） |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | Pacific Investment Management Company LLC Marathon Asset Management, L.P. MetLife Investment Management, LLC |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券 |
| 2 9 | ファンド名 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD（外国籍投資信託） |
| | 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 副投資顧問会社 | Wellington Management Company LLP |
| | 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| | 主要投資対象 | 新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券 |
| 3 0 | ファンド名 | コモディティ・オープン（適格機関投資家専用） |
| | 委託会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| | 実質的な主要投資対象 | ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル建て債券 |
| 3 1 | ファンド名 | ノムラ・ワールドREITマザーファンド |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 運用の委託先 | コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インク |
| | 主要投資対象 | 世界各国（新興国を含みます。）の不動産投資信託証券（REIT） |
| 3 2 | ファンド名 | ノムラ - ACIグローバルREITマザーファンド |
| | 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| | 運用の委託先 | アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク |
| | 主要投資対象 | 世界各国のREIT |



追加的記載事項

| | | |
|----|---------------------|---|
| 33 | ファンド名 | ブラックロック世界REITファンドFB (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| | 運用の委託先 | ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー ブラックロック (シンガポール) リミテッド ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド |
| | 実質的な主要投資対象 | 世界各国 (日本および新興国を含みます。) のREIT |
| 34 | ファンド名 | フランクリン・テンブルトン・カレンシー・アルファ・ファンドF (適格機関投資家専用) |
| | 委託会社 | フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社 |
| | マザーファンドの運用の委託先 | ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド |
| | 実質的な主要投資対象 (主要取引対象) | 日本の公社債、為替予約取引等 |
| 35 | ファンド名 | ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円ヘッジ (外国籍投資法人) |
| | 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌ・エー |
| | 受託会社 | ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー |
| | 主要投資対象 | 米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等 |
| 36 | ファンド名 | ノルデア1 - アルファ15・エムエー・ファンド HBI-JPYクラス (円ヘッジ) (外国籍投資法人) |
| | 投資運用会社 | ノルデア・インベストメント・マネジメント エービー |
| | 管理会社 | ノルデア・インベストメント・ファンズ エス・エー |
| | 主要投資対象 | 世界各国の株式、債券、通貨および関連するデリバティブ |
| 37 | ファンド名 | グラハム・マクロUCITSファンド クラスNプラットフォーム・シェアーズ (円ヘッジ) (外国籍投資法人) |
| | 投資運用会社 | グラハム・キャピタル・マネジメント エル・ピー |
| | 管理会社 | MPMFファンド・マネジメント (アイルランド) リミテッド |
| | 主要投資対象 | デリバティブを通じた、世界各国の株式、債券、通貨、コモディティ |
| 38 | ファンド名 | M&Gエピソード・マクロ・ファンドTI-JPYクラス (円ヘッジ) (外国籍投資法人) |
| | 投資運用会社 | M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド |
| | 管理会社 | M&Gルクセンブルグ エス・エー |
| | 主要投資対象 | デリバティブを通じた、債券、株式 (クローズドエンド型不動産投資信託を含む)、転換社債、資産担保証券、通貨、現金、現金同等物 |
| 39 | ファンド名 | DNCA INVEST アルファ・ボンド(H-Iクラス)(JPY) (外国籍投資法人) |
| | 管理会社 | DNCAファイナンス |
| | 投資顧問会社 | |
| | 主要投資対象 | 主要先進国の名目利付国債やインフレ連動国債を中心に、新興国国債、クレジットなどの流動性の高い債券と通貨 |

・指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式*で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

*ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

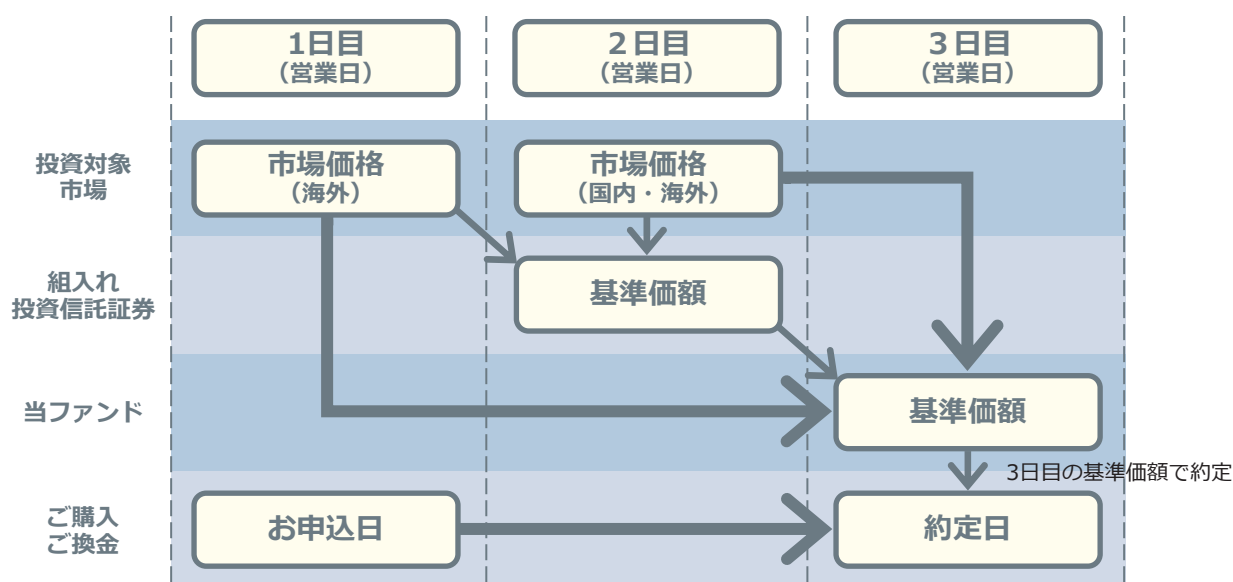
- ファンドが投資対象とする投資信託証券 (マザーファンドの受益証券を除きます。) の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社 (運用の権限委託先を含みます。) の利害関係人等 (当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。) である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社 (運用の権限委託先を含みます。) が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。



追加的記載事項

- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日（1日目）またはお申込日の翌営業日（2日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

